

## 新法人への移行について－非営利型一般社団法人を目指して

2009年度5月に学会は、『特例民法法人〔社団法人〕日本オリエント学会 新法人化資料』を会員諸氏に配布し、総会で新定款の素案を提示して、公益社団法人への移行の意志を表明しました。しかし、その後の新法人移行ワーキング・グループおよび理事会での詳細な検討を経て、現在、学会は公益社団法人ではなく、**非営利型一般社団法人**への移行を検討しています。

### 公益社団法人への移行を選択しない理由

最大の理由は、現状において日本オリエント学会が公益認定基準の一つである**遊休財産の保有制限**（公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産が1年分の公益目的事業費相当額を超えないこと）を満たすことができるかが微妙であるということです。

主な公益認定基準には、遊休財産の保有制限に加え、**公益目的事業比率の確保**（学術、技芸、慈善その他の公益に関して不特定多数の利益を増進する事業の比率が50%以上であること）と**公益目的事業の収支相償**（公益目的事業にかかる収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと）があります。旧法下で公益法人であった日本オリエント学会は、後者の2条件を容易に満たしますが、遊休財産の保有制限については、仮に三笠宮基金、奨励賞基金を「公益事業を実施するために有している基金」として遊休財産に該当しないものと扱うことができても、現状では満たすことができるかが明確ではありません。

そして、公益社団法人はこの公益認定基準を毎年度満たす必要があり、満たさない場合は解散しなくてはならないところから、現時点で公益社団法人に移行することは、かなりの危険を伴うと言わざるをえません。実際に、多くの学会が非営利型一般社団法人への移行を選択しています。

### 非営利型一般社団法人とは何か

新法の適用により公益社団法人がより厳しい規制の下に置かれることになった一方で、一般社団法人は官庁による監督が緩くなり、設立維持が旧法下の社団法人より容易になっています。そのなかで非営利型と呼ばれる一般社団法人は収益事業を主たる事業にしないなどの条件を満たすことで、**会費などの収入が非課税**となる利点を有しています。

### 公益社団法人を目指さないのか

特例社団法人の移行期限（2013年11月末）を考えあわせ、新法人移行ワーキング・グループおよび理事会は、非営利型一般社団法人への移行を最優先に、可能であれば公益社団法人への移行の可能性も視野に入れて、さらに詳細な検討を重ねます。前者の場合にも、**最終的な目標は公益社団法人への移行**とし、非営利型一般社団法人への移行はあくまで戦略的過渡的な措置と考えます。

### 今後のスケジュール

新法人への移行をめぐる理事会の議論と新しい定款案について、速やかに会員に周知し、ご意見を聴取した上で、**2012年度通常総会で新定款案を総会に諮り**、承認が得られましたら直ちに移行認定の手続きに移り、2013年4月1日付けで、新法人への移行を果たします。

以上

## 新定款案作成の基本方針

以下に参考資料として示す新定款案は、以下の方針に基づいて作成されています。

1. 非営利型一般社団法人の定款としての要件を満たす。  
非営利型一般社団法人は、法人税法で定められた収益事業による所得のみが法人税の課税対象となり、会費収入や寄付金収入などによる所得には、法人税は課税されません。**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律**（以下「一般法人法」）上の規定等を精査し、反映させています。
2. 現行の定款をできるだけ活かす。  
法人の新設ではなく移行であるところから、現行の定款の規定を活かしつつ、より厳密に文章化しています。**日本公証人連合会が示す一般社団法人定款雛形**などを参照しています。
3. 将来、公益社団法人に移行することを視野に入れる。  
2009年開催の総会で提示した「**特例民法法人〔社団法人〕日本オリエント学会 新法人化資料**」の**定款案**のうち、法人の運営に支障を来さない範囲で、今回の新定款案に活かすことができる条項はそのまま採用しています。
4. 今日の定款としてふさわしいと思われる条項を追加する。  
定款上に規定がなくても、事実上遵守されている規定や遵守すべき規定であって、新たな定款に盛り込むにふさわしい条項を追加しています。**他学会が新法人への移行にあたり作成した定款等**を参照しています。

## 新定款案の現行定款からの主たる変更点

### 第1章 総則

第1条（名称）： 「社団法人日本オリエント学会」から「一般社団法人日本オリエント学会」

### 第2章 会員

第7条（種別）： 正会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員と規定。また、正会員を個人に限り、団体は団体会員として区別。

### 第3章 総会

第14条（種別）： 総会を、一般法人法上の社員総会と規定。

第20条（決議の方法）： 定足数を総正会員数の過半数から、実情に鑑みて5分の1に変更。

### 第4章 役員等

第23条（役員の設置等）： 理事数を15名以上20名以内から10名以上15名以内に変更。一般法人法により、理事会は理事の過半数の直接参加が必須であることに対応。また、会長および常務理事2名を、この法人の代表理事と規定。

第24条（選任）： 非営利型一般社団法人であるために必要な役員における配偶者、親族等の数の制限を明記。

第30条（顧問）： 名誉会長職の規定を削除。第31条（顧問の職務）についても同様。

### 第5章 理事会

第34条（種類および開催）： 月例の通常理事会を各年度四半期に1回に変更。一般法人法により、

理事会は理事の過半数の直接参加が必須であることに対応。

第38条（理事会の決議の省略）： 理事会回数の減少に対応して、電子メールなどによる理事会決議を可能化。

## 第6章 計算

第40条（基本財産）： 一般社団法人への移行に伴い、現在の基本財産と運用財産の大半を公益目的事業支出計画に沿って支出しなくてはならず、その間、財産の在り方が定款で規定するにはあまりに複雑になるため、別表を作って対応すると規定。

第44条（剰余金の分配）： 非営利型一般社団法人の定款に必要なため、分配の禁止を規定。

## 第7章 定款の変更、解散および精算

第46条（解散）： 現行では総正会員の4分の3の同意を必要とするが、一般法人法の標準的規定にあわせ、3分の2に変更。

第47条（残余財産の帰属等）： 現行では総正会員の4分の3の同意を必要とするが、一般法人法の標準的規定は過半数であるのに対し、やや厳しめに3分の2に変更。

## 第8章 委員会

第48条（設置等）： 現行定款にはないが、実際には編集委員会があるため追加。

## 第10章 情報公開および個人情報の保護

第50条（情報公開）： 現行定款にないが、今日きわめて重要であることから追加。

第51条（個人情報の保護）： 同上。

## 第11章 附則

第53条（特別の利益の禁止）： 一般社団法人の定款では必要ないが公益性を高める観点から追加。

## 公益社団法人日本オリエント学会定款（案）（2009年5月12日理事会修正案）との主な違い

### • 社員の定義

公益社団法人定款案では正会員から選出された代議員を、一般法人法上の社員と定めたが、新定款案では正会員を等しく社員と規定。一般社団法人では総会における議決の委任が認められているのに対応している。これにより、公益社団法人定款案に盛られた代議員および代議員総会に関する規定はすべて採用されず、現行定款に沿った形となった。

### • 役員のパ賠償責任

一般法人法第113条の規定により実質上は有効であるが、本学会の財産規模等からして定款に盛り込むまでは必要ないと判断。

### • 公益目的取得財産額の算定

一般社団法人では不要なため削除した。

### • 精算時残余財産の帰属先

公益社団法人定款案では学校法人、国家、地方公共団体等が帰属先となっていたが、本学会と同種の学会を含む公益社団法人等を追加。

# 定 款（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は一般社団法人日本オリエント学会という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

（目的）

第3条 この法人は、オリエントの歴史と文化に関する学術的研究成果の発表と調査研究を行い、あわせて会員相互および関連学術団体との連絡提携を促進し、その成果を広く社会に還元して、もって学術、文化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表、討論、共同研究会等の開催
- (2) 研究に必要な文献、遺物、標本等の収集、保存、公開
- (3) 機関誌、その他研究に必要な資料、文献の公刊
- (4) 学術調査、共同研究
- (5) 専門研究者の育成、すぐれた研究業績の顕彰
- (6) 国内および国外の他の学術団体との連絡、協力
- (7) 会員の親睦協力を促進するための事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 前項の規定にかかわらず、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

（機関の設置）

第6条 この法人は、理事会および監事を置く。

## 第2章 会員

（種別）

第7条 この法人に、次の4種の会員をおく。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
  - (3) 維持会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
  - (4) 名誉会員 学識名望があるか、または特にこの法人に功労のあった者で、この法人が認めた個人
2. 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

（入会）

- 第8条 正会員または団体会員もしくは維持会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める手続きにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。その承認があつて、初年度の会費を納入したときに正会員または維持会員となる。
2. 名誉会員になる者は、本人の同意を得て理事会が推薦し、総会の承認を得なくてはならない。その承認があつたときに名誉会員となる。

（会費）

- 第9条 正会員、団体会員および維持会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2. 正会員、団体会員および維持会員は、総会において別に定める年会費を支払わなくてはならない。

（退会）

- 第10条 会員は、理事会が別に定める手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、第20条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

- 第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第9条の会費支払義務を3年履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡または解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

- 第13条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 総会

（種別）

- 第14条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。
2. 総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

（構成）

- 第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
2. 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（権限）

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 各事業年度の事業計画および収支予算
- (5) 各事業年度の事業報告および収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 精算時の残余財産帰属先の決定
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

（開催）

第17条 定時総会は、毎事業年度の終了後 2 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第18条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2. 総会の招集通知は、付議する事項、開催日時および場所を記載し、会日より 1 週間前までに各正会員に対して発する。
3. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

（議長）

第19条 総会の議長および副議長は、常務理事がこれに当たる。

（決議の方法）

第20条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の 5 分の 1 を越える正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 役員解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 精算時の残余財産帰属先の決定
  - (6) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

（代理）

第21条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することで出席とみなす。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

（議事録）

第22条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会において議事録署名

人に選出した正会員 2 名が署名して、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員等

（役員の設定等）

第23条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名または 2 名
2. 理事のうち、3 名を代表理事とし、そのうち 1 名を会長、2 名を常務理事とする。

（選任）

第24条 理事および監事は、総会において正会員中から互選する。

2. 会長および常務理事は、理事会において互選する。
3. 監事は、理事もしくは職員を兼ねることができない。
4. 役員のうち、役員のいずれかの 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常務理事は会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第27条 この法人の役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）

第28条 役員は、第 20 条第 2 項に定める総会の特別決議によって解任することができる。

（報酬等）

第29条 役員は無報酬とする。

（顧問）

第30条 この法人は、顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は、無報酬とする。

（顧問の職務）

第31条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長および常務理事の選定および解職

（種類および開催）

第34条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、事業年度の1四半期毎に1回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき

（招集）

第35条 理事会は、会長が招集する。

3. 理事会の招集通知は、会日より1週間前までに各理事および各監事に対して発する。
4. 理事会招集権者は、前条第3項第2号または第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第36条 理事会の議長は、常務理事のうちの1名がこれに当たる。

（決議）

第37条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第38条 理事が、理事会の決議の目的で、ある事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事および監事が署名して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第6章 計算

（基本財産）

第40条 別紙の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

（事業年度）

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

（事業計画および収支予算）

第42条 この法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

（事業報告および決算）

第43条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、総会に報告（第1号から第3号の附属明細書を除く）しなければならない。

- (1)事業報告およびその事業報告の附属明細書
- (2)貸借対照表およびその附属明細書
- (3)損益計算書（正味財産増減計算書）およびその附属明細書
- (4)財産目録
- (5)監査報告
- (6)理事および監事の名簿
- (7)会員の異動状況書

2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第44条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散および清算

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会において、第20条第2項に定める総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第46条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第20条第2項に定める総会の特別決議によって解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、第20条第2項に定める総会の特別決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項イからトに掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

（設置等）

- 第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
2. 委員会の委員は、正会員から理事会が選任する。
  3. 委員長は理事会がとくに認める場合を除いて、理事をもって充て、理事会が選任する。
  4. 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

（設置等）

- 第49条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長ほか所要の職員を置く。
  3. 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
  4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開および個人情報の保護

（情報公開）

- 第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

- 第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附則

（委任）

- 第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（特別の利益の禁止）

- 第53条 この法人は、この法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、この法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

（法令の準拠）

- 第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。